

令和7年度郡山市食料品等物価高騰 支援給付金のご案内

給付金の支給額

1世帯あたり**15,000円**

支給対象世帯および支給に必要な手続き

基準日(令和8年3月1日)において、郡山市に住民登録があり、

世帯全員の令和7年度住民税が非課税である世帯

※ただし、下記の「対象外となる世帯」のいずれかに該当する場合は、対象とはなりません。

【対象外となる世帯】

- ・住民税課税者に扶養されている者のみで構成される世帯
- ・租税条約による免除の適用の届出によって住民税均等割が課税されていない者を含む世帯
- ・令和7年度の住民税未申告者を含む世帯
- ・本給付金において、既に非課税世帯または75歳以上の者のみで構成される高齢者世帯として、給付金を受給している世帯

支給要件通知書が届いた方

**内容に変更がない場合は、
手続き不要です。**

令和8年6月下旬頃に郡山市から支給要件通知書に記載されている口座へ給付金を支給します。

【変更がある場合】

令和8年6月12日(金)までに手続きをしてください。(※**必着**)

支給要件確認書が届いた方

内容をご確認の上、**口座情報等**
を記入し、**返送してください。**

適正な書類を受理した日から、**2～4週間後**を目安に郡山市から指定の口座へ支給します。

【返送期限】

令和8年8月31日(月)

※**郵送は当日消印有効**

※口座の変更または登録は、電子申請でも受付可能です。

※お手元に届いた支給要件通知書もしくは支給要件確認書の二次元コードから手続きをしてください。

裏面も必ずご確認ください。

手続きに必要な書類について

① 支給要件通知書が届き、支給する口座を変更する方

② 支給要件確認書が届き、支給する口座を登録する方

a 本人確認書類

マイナンバーカード(表面)、運転免許証(経歴証明書も可)、健康保険資格確認書、後期高齢者医療保険資格確認書、介護保険証、年金手帳、パスポート等のうち、いずれかの写しを1つ

b 口座確認書類

預貯金通帳、キャッシュカードのうち、いずれかの写しを1つ

※金融機関名、支店名、口座種別、口座番号、口座名義人(カナ)が確認できること

③ 支給要件通知書または支給要件確認書が届かず、別途申請する方

a 本人確認書類(上記①、②と同様)

b 口座確認書類(上記①、②と同様)

c 令和7年度郡山市食料品等物価高騰支援給付金申請書(※)

d 非課税世帯であることを証する書類

※申請用紙は、相談窓口にあります。

支給対象か確認するため、まずはコールセンターへお問い合わせください。

【問合せ先】郡山市食料品等物価高騰支援給付金コールセンター

☎0120-929-936

【受付時間】8:30 ~ 17:15 (土日祝日を除く)

【申請期限】令和8年8月31日(月) ※郵送の場合は当日消印有効

申請書等が届かない・支給対象が知りたいとき

【電話】郡山市食料品等物価高騰支援給付金コールセンター

☎0120-929-936

【窓口】郡山市食料品等物価高騰支援給付金相談窓口

郡山市役所本庁舎1階

【受付時間】8:30 ~ 17:15 (土日祝日を除く)

「振り込め詐欺」や「個人情報の搾取」にご注意ください！

国や自治体の職員をかたる不審な電話や郵便があった場合は、最寄りの警察署または警察相談専用電話(#9110)へご連絡ください。